

議第57号

一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案に係る損害賠償請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案に係る損害賠償請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案に係る損害賠償請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名

2 請求額

1,929,235 円およびこれに対する支払済みまでの年5分の割合による金員

3 請求の要旨

被告となるべき者は、平成25年3月中旬から4月下旬にかけて、滋賀県高島市安曇川町下小川地先の一級河川鴨川の河川敷等において、河川管理用通路の不陸整正と称し、滋賀県知事の許可を得ることなく、放射性セシウムに汚染された産業廃棄物である木くず約310立方メートルを敷設し、同様の木くず入り大型土のう77袋を放置するという不法投棄行為（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反する行為）等を行い、当該木くず等を自ら撤去したものの、滋賀県にその撤去の確実な履行を実現するための対応を余儀なくさせ、それに要した費用等につき、滋賀県に損害を与えた。

滋賀県は、民法（明治29年法律第89号）第709条の規定に基づき、被告となるべき者に損害賠償を求めたが、被告となるべき者がこれに応じないことから、損害賠償を求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。